

保育の必要性の認定基準(案)

未来にははたたく国際学術研究都市を目指して

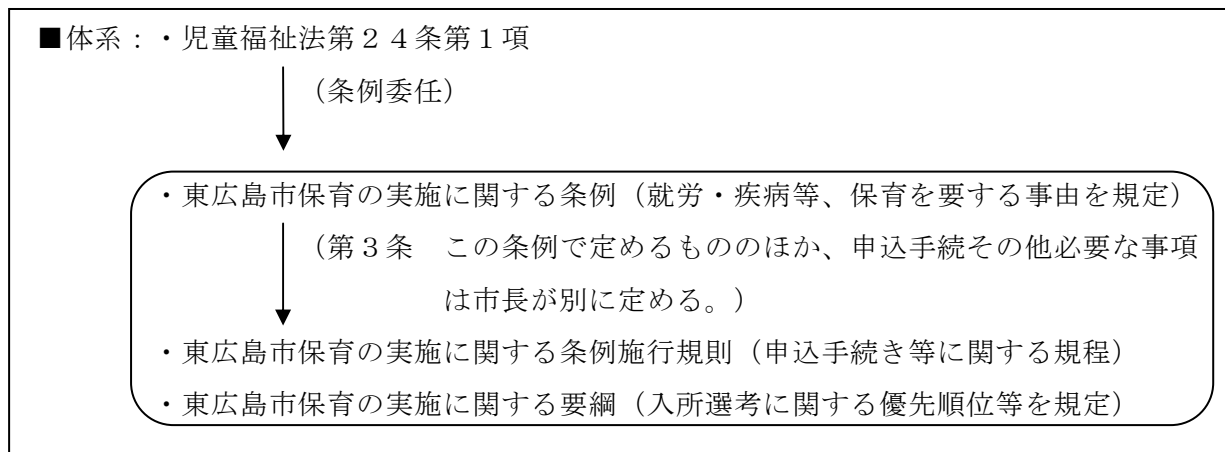


平成26年7月17日

○**現行**:児童福祉法第24条第1項の規定により、東広島市の条例で保育の実施基準を規定。

***児童福祉法第24条第1項:

市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児（略）保護者から申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。 ***



○**新制度**:保育の必要性の認定に当たり、国が以下の3点について認定基準を策定

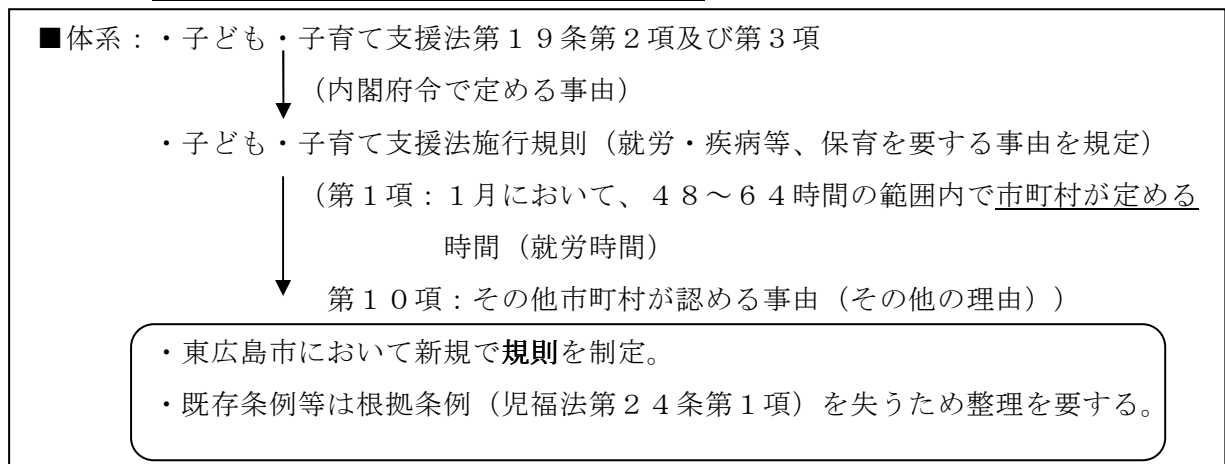
- ① 「**事由**」:保護者の労働又は疾病その他政省令で定める事由
- ② 「**区分**」:保育標準時間又は保育短時間という保育の時間的必要量の区分
- ③ 「**優先利用**」:ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

***子ども・子育て支援法第19条第2項及び第3項:

満三歳以上（第3項においては満三歳未満）の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。 ***

***改正児童福祉法第24条第1項:

市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児について保育を必要とする場合において、児童を保育所において保育しなければならない。 ***



	現行制度（東広島市）	新制度
事由	① 就労（常勤、パート、内職） ② 自営（自営補助、居宅内） ③ 農業 ④ 妊娠・出産 ⑤ 保護者の疾病・障害 ⑥ 同居親族の看護、付添い ⑦ 災害復旧 ⑧ その他特に認めるもの（就学、求職活動等） ※就労等の必要拘束時間下限 6 4 時間/月 ※6 5 歳以下の同居親族にも事由を求める。	左記事由に加え ① 虐待やDVの恐れがある場合 ② 育児休業取得時に、既に保育を利用して いる児童がいて継続利用が必要と認めら れるとき などが追加検討されている。 ※保育短時間における下限は <u>4 8 ～ 6 4 時 間/月の範囲</u> で市が定める。 ※保護者本人の事由により判断することを 基本とする。
区分	1 区分 最大 1 1 時間/日 年間約 3 0 0 日	2 区分 【保育標準時間（1 日 1 1 時間までの利用）】 平均 2 7 5 時間/月 （2 1 2 時間超 2 9 2 時間以下） 【保育短時間（1 日 8 時間までの利用）】 平均 2 0 0 時間/月（最大 2 1 2 時間）
優先利用等	【基準による優先順位】 第 1 順位：フルタイム就労 居宅外自営就労 入院・常時病臥 第 2 順位：パート就労（6 4 時間/月） 自営補助者 居宅内自営就労 妊娠・出産 疾病等の自宅療養 入院の付き添い 第 3 順位：農作業従事 内職 特別支援学校への通学付き添い	・調整指数上の優先度を高めることにより、 優先利用を可能とする仕組みを基本とする。 ① ひとり親世帯 ② 生活保護世帯 ③ 生計中心者の失業により、就労の必要性 が高い場合 ④ 虐待やDVの恐れがある場合など社会的 擁護が必要な場合 ⑤ 子どもが障害を有する場合 ⑥ 育児休業明け ⑦ 兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望 する場合 ⑧ 小規模保育事業などの卒園児童

<p>優先利用等</p>	<p>第4順位：求職活動</p> <p>【調整指数による加点】</p> <p>生活保護世帯 ひとり親世帯 障害を有する人がいる世帯 就労条件による加点</p> <p>【調整指数による減点】</p> <p>就労条件による減点</p>	<p>⑨ その他市が定める理由</p> <p>例) 保護者の疾病の状況 経済状況の考慮 人材確保の観点 (保育士・幼稚園教諭・放課後児童クラブ指導員の子ども)</p>
--------------	---	---

東広島市では、現在、基準指数や調整指数を活用し保育の実施を決定していますが、対象児童や優先利用等に関する国の対応方針を見る限り、おおむね国が示した方針に沿った運用を行っていると考えられます。